

農業と子育ての両立支援 多岐にわたる大分県の支援策

大分県では「おおいた子育て満足度日本一」を目指し、子育て支援に力を入れています。

農業・子育て応援事業

1) 対象者

- ア. 認定新規就農者
- イ. 認定農業者

2) 給付金額と給付期間

- ・ 上限11,000円/日、母子手帳交付日～産後12ヶ月
- ① 母子手帳交付日～産後3ヶ月(上限110日)
- ② 産後4ヵ月～6ヶ月
- ③ 産後7ヶ月～12ヶ月(②と③あわせて上限180日)
- ※ 交付金額の負担割合は①～③で異なります

3) 給付要件

- ・ 本人又は配偶者がア又はイであること
- ・ 妊産婦はア、イ又は専従者であること
- ・ 法人の場合は、本人が一戸一法人の役員であること

研修中の子育て世帯負担軽減対策事業

1) 対象者

- ・ 就農準備資金等を単身で受給している者
- ・ 大分県親元就農給付金(準備型)を単身で受給している者

2) 給付金額と給付期間

- ・ 最大30万円/年、最長2年間
- ※ 給付金額の負担割合は県10/10

3) 給付要件

- ・ 就農時の年齢が50歳未満であること
- ・ 前年の世帯所得が600万円以下であること
- ・ 18歳未満の子を養育していること
- ・ 家賃を支払っていること(住宅を所有していないこと)

女性のための就農支援

農業は女性が活躍できる職業です。県内で活躍する女性農業者の紹介、農業を知っていただく取組や就農後の支援を行っています。



農業に興味がある女性向けの情報発信

- コミュニティページの開設、セミナー、バスツアーの実施
- 女性農業者の紹介

大分市 なら農家



<https://youtu.be/QE5f9zHmc7M>

由布市 いちご農家



<https://youtu.be/2CkNBmFLwjg>

農業を始めた女性向けの支援

- ともに学び・支え合う仲間づくり「おおいたAFF女性ネットワーク」

『AFF(えー・えふ・えふ)』は、Agriculture(農業)、Forestry(林業)、Fisheries(水産業)の頭文字から取った愛称です。

自身の経営や仕事を主観的・客観的に考え、農林水産業を“もっと自由に”“もっと楽しく”するために、交流活動や勉強会、情報発信等を行っています。AFF会員が主体となって情報発信しています!

\ SNSをチェック! /



Facebook



Instagram

初期投資ほぼ不要!お試し就農OK!
お試し就農への支援

賃貸型就農圃場あります! (スタートアップ圃場)

農業にチャレンジしたい人が、“お試し感覚”で始められる新しいカタチの就農支援です。農地・施設・機械・指導が全てセットになっており、最大3年間の農家体験が可能。近年話題の『半農半X』を目指す人にもオススメの好環境が用意されています。

\ スタートアップファームたけた /



10aハウス 4区画/10a露地 5区画

大分県竹田市で始まったスタートアップファームの大きなメリットは、まるでアパートの1室を借りるような感覚で農地をレンタルし、気軽にチャレンジできることです。

詳細は竹田市農政課へ
☎0974-63-4805

親元就農 農家子弟のための就農支援

大分県では、自営就農者の約半数を農家子弟が占めており、重要な担い手と位置付けています。農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時55歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する**大分県親元就農給付金**制度を設けています。

親元就農者とは？

3親等以内の者※が経営主である経営体において、専ら農業に従事する方です。

※3親等以内の者：父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば等の親族

どんな種類があるの？

準備型(就農前)

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する親元就農予定者を支援。

開始型(就農後)

経営を発展するため、親元就農後、農業に専念する者を支援。

大分県親元就農給付金

準備型(就農前)

1) 対象者

- ・親元就農予定時の年齢が、原則55歳未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大150万円/年、最長1年間
- ※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・大分県立農業大学校農学部2年生又は研修部生(長期コースのみ)であること
※ただし、研修部の職業訓練生は除きます
- ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること
- ・研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、かつ就農予定地域の地域計画のうち目標地図又は人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられること等
※別途、給付の停止及び返還要件があります

開始型(就農後)

1) 対象者

- ・親元就農時の年齢が、原則55歳未満で、就農後、1年未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大100万円/年、最長2年間
- ※ただし、準備型給付期間を含みます
- ※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・家族経営協定を締結していること
- ・地域計画のうち目標地図又は人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること
- ・家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し市町村長に認められること
- ・家族経営協定に記載されている者の所得が、3か年平均で1人あたり400万円以下であること
※別途、給付の停止及び返還要件があります

中高年のための就農支援

大分県では、県外から移住就農を希望する中高年の方に対し、就農前の農業技術や知識を習得するための研修を後押しする、移住者限定の**大分県中高年移住就農給付金**を準備しています。

大分県中高年移住就農給付金

1) 対象者

- ・県外から大分県に移住し就農予定の方
- ・研修終了後の就農予定時に50歳以上55歳未満で、独立自営就農を目指す方

2) 給付金額と給付期間

- ・最大100万円/年、最長2年間
(研修期間中に限る)

3) 給付要件

- ・大分県認定研修機関で研修を受けること(P4 就農学校・ファーマーズスクール参照)
- ・研修期間が1年以上で、かつ年間研修時間が1,200時間以上であること
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと
- ・研修終了後1年以内に、独立・自営就農(各種要件あり)をすること
- ・研修終了後1年以内に、市町村長が認める認定新規就農者となること
- ・大分県内へ住民票を移してから概ね1年以内の者であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります。